

泉 佐 監 第 9 0 号
平成 2 7 年 8 月 1 4 日

泉佐野市長 千 代 松 大 耕 様

泉佐野市監査委員 明 松 優
同 向 江 英 雄

平成 2 6 年度泉佐野市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 2 6 年度泉佐野市実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成26年度 泉佐野市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

1 平成26年度健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

普通会計に相当する一般会計及び特別会計に想定企業会計を加えた会計（以下「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

2 1の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成27年7月15日から同年8月6日まで

第3 審査の方法

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類を照合するとともに、財政担当者から説明を聴取の上、審査を実施した。

第4 審査の結果

1 総括意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は適正であると認められる。

2 個別意見

(単位：％)

健全化判断比率	平成26年度	平成25年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (△0.10)	— (△4.55)	12.32	20.0
② 連結実質赤字比率	— (△6.82)	— (△15.25)	17.32	30.0
③ 実質公債費比率	23.6	23.2	25.00	35.0
④ 将来負担比率	291.6	302.1	350.00	

(1) 実質赤字比率

本年度の比率は、負の値（△0.1％）となっており、前年度と比較して4.45ポイント悪化しているが、財政健全化実施プランに基づき、人件費の削減継続、遊休財産の積極的な売却、ネーミングライツ、ふるさと応援寄附の取組拡充など税外収入の確保にも努めたことなどから、前年度に引き続き、黒字を維持している。

(2) 連結実質赤字比率

本年度の比率は、負の値（△6.82％）となっており、前年度と比較して8.43ポイント悪化している。これは、一般会計等及び特別会計で実質収支が黒字となっている一方で、水道事業会計では一般会計に対する貸付金の実施により資金剰余金が減少したことなどによるものである。

(3) 実質公債費比率

本年度の比率は23.6％で、前年度と比較して0.4ポイント悪化している。実質公債費比率は、直近3年間の単年度実質公債費比率の平均値であるので、平成23年度と本年度の単年度実質公債費比率を比較すると、本年度は1.2％大きくなっている。これは、分子となる額（元利償還金＋準元利償還金－特定歳入－算入公債費等の額）が3.0億円増加し、一般会計等の元利償還金の額について、平成24年度の公共用地先行取得等事業債で1.6億円及び平成20年度の公共用地先行取得等事業債で1.1億円それぞれ増加したことなどによるものである。

早期健全化基準の25.0％を下回っているものの、上昇傾向にあり、今後とも状況を注視する必要がある。

(4) 将来負担比率

本年度の比率は、291.6%となっており、前年度と比較して10.5ポイント改善している。これは本比率を求める算定式の分子となる額（将来負担額－充当可能財源等）が前年度から20.4億円減少したことにより、改善されているものである。

具体的には、りんくう総合医療センターからの歳入により償還している地方債の残高（想定企業会計分）及び都市計画税を充当することが出来る都市計画事業に係る地方債の残高が償還により減少したことで、充当可能財源等が、前年度から14.6億円減少したが、一般会計等に係る地方債現在高が29.5億円減少したこと等で、将来負担額が35.0億円減少したことなどによるものである。

3 むすび

本年度も、全ての指標において早期健全化基準を下回っているが、地方債残高は依然として多額で、今後も公債費負担の高水準が続く状態であるので、引き続き適切な財政運営を行っていただきたい。